

住宅品確法における紛争処理制度について

住宅品確法に基づき性能評価を受けた住宅について生じたトラブルを簡易、迅速に処理できるよう、公正中立で社会的信頼性があり、法的紛争処理を行う能力を有する弁護士会を、同法により指定住宅紛争処理機関として指定している。

[対象]

建設住宅性能評価書の交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争

[紛争処理の方法]

あっせん、調停、仲裁

[費用]

指定住宅紛争処理機関の運営費用は、登録住宅性能評価機関から徴収した負担金をもとに、住宅紛争処理支援センターが助成。
(その他、紛争ごとに申請手数料(1万円))

<紛争処理制度イメージ>

